

多様な集団活動事業利用支援補助制度について

下記の条件に該当する方を対象として、補助金を支給します。該当する保護者の方は下記により在籍施設を通して申請してください。

記

1 対象児童

刈谷市内に住んでおり、下記のすべての条件に該当する場合が対象となります。

- (1) 満年齢が3歳以上であること
- (2) 対象施設との利用契約が、次の基準をおおむね満たしていること
 - (ア) 1日につき4時間以上8時間未満
 - (イ) 1週につき5日以上
 - (ウ) 1年につき39週以上
- (3) 子どものための教育・保育給付を受けていないこと
- (4) 施設等利用給付を受けていないこと
- (5) 刈谷市認可外保育施設利用料補助金の交付を受けていないこと

2 対象施設

| 施設名 | 所在地 | 連絡先 |
|-------------------|----------------------|--|
| 協育 NPO 母里ん子 | 名古屋市名東区にじが丘 1 丁目 3-1 | info@morinko.jp |
| 森のようちえん こそあどの森 | 刈谷市半城土中町 2-16-10 | kosoadonomori2017@gmail.com 090-5532-1969 |

3 注意事項

- (1) 月初日に在籍していない場合は、当該月は補助対象外です。
- (2) 補助金には上限があります。補助金額は、補助金上限額と実際に支払った利用料のいずれか少ない額です。

4 補助金上限額

| 在籍園 | 補助上限額 |
|--|----------------------------|
| 刈谷市から対象施設の認定を受けた日の属する年度の前3年度における平均の月額利用料が2万円以上である。 | 上限 20,000 円/月 |
| 刈谷市から対象施設の認定を受けた日の属する年度の前3年度における平均の月額利用料が2万円未満である。 | 平均の月額利用料 (10円未満の端数切り捨て) |
| 開設から3年を経過しておらず、開設月から対象施設の認定を受けるための申請の日が属する月の前月までの期間における平均の月額の利用料の額が2万円未満である。 | 平均の月額利用料 (10円未満の端数切り捨て) |

5 提出書類 ※施設を通して提出してください。

- (1) 刈谷市多様な集団活動事業利用支援補助金交付申請書兼請求書
- (2) 利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）

6 申請期限

| 利用期間 | 申請期日 | 補助金支給時期（目安） |
|------------|-----------|-------------|
| 4月～6月利用分 | 7月20日まで | 9月末 |
| 7月～9月利用分 | 10月20日まで | 12月末 |
| 10月～12月利用分 | 翌年1月20日まで | 翌年3月末 |
| 1月～3月利用分 | 4月10日まで | 5月末 |

7 補助上限額の通知及び補助金の交付方法

刈谷市多様な集団活動事業利用支援補助金交付決定通知書等により通知します。補助金は、申請期日の翌々月末日までに、指定の金融機関の口座に振り込みます。

（連絡先 刈谷市役所次世代育成部子ども課 電話 0566-62-1014）

※掲載内容は、令和8年4月1日現在のものです。変更になる可能性があります。